平成２７年（フ）第７０７号
愛知県尾張旭市南本地ケ原町１丁目14番地
キタホマンション３－Ａ、従前の住所名古屋市熱田区二番２丁目16番８号　レオパレス21幸207号
債務者　佐々木桃子（旧姓早坂）
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　佳乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６９２号
愛知県春日井市浅山町１－３－64　スカイ富士Ａ棟501、住民票上の住所名古屋市名東区一社１丁目79番地　第６名昭ビル１Ｆ号
債務者　白鳥　悦照
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９６７号
大阪府守口市梅園町８番８号
債務者　一色　平三
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田谷幸子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８３６号
愛知県春日井市八光町５丁目22番地
債務者　奥野　昌三
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　志乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６０４号
愛知県春日井市八田町７丁目15番地12
債務者　はなＣＡＦＥこと　安西　　真
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６７６号
名古屋市中村区長筬町２丁目19番地の２　いこい荘10号
債務者　木村　正樹
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　了嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１９号
横浜市瀬谷区阿久和南３丁目18番地９　グループホームみなみの風１Ｆ
債務者　山内　輝夫
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　康代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７９５号
横浜市瀬谷区下瀬谷１丁目37番地46
債務者　荒　　信政
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８１号
北海道帯広市西10条南40丁目３番15号　ホワイツアパートメント２－209号室
債務者　三浦　亜耶
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
北海道帯広市東９条南12丁目15番地　和マンションＢ号
債務者　柴田　悦子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
福島県河沼郡会津坂下町大字合川字政所416番地、前住所神奈川県横浜市栄区元大橋２丁目20番18号
債務者　仙波　邦雄
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
福島県喜多方市字清水台１丁目103番地　ディアス松山Ａ棟102、前住所福島県喜多方市熱塩加納町熱塩字大坪丙954番地
債務者　花見　健一
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
愛知県江南市野白町西千丸104番地　ハイツサンパーク101号
債務者　服部　美江（旧姓別所）
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８０号
香川県高松市前田西町758番地64
債務者　山地　征志
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５８号
福岡市東区原田１丁目14番14号
債務者　竹内さおり
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５９０号
福岡市早良区城西１丁目１番31号、前住所長崎県南島原市口之津町甲2140番地
債務者　椎名　リサ
1　決定年月日時　平成27年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部